

○公 告

聴聞の実施について

愛媛県迷惑行為防止条例（昭和 38 年条例第 35 号）第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、聴聞を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 12 日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

1 聴聞の日時

令和 7 年 6 月 30 日（月）午前 10 時

2 聴聞の場所

松山市南堀端町 2 番地 2 愛媛県警察本部 2 階 聴聞室

3 聴聞の事案番号

令和 7 年公委生環第 1182 号